

シルバー派遣事業に係る情報提供について

シルバー人材センター連合会では、受託事業に加え、「臨時的就業的かつ短期的またはその他の軽易な業務」の基本原則を守りながら、シルバー派遣事業を展開することで、派遣会員の皆様の豊富な経験や知識を活かしていただける就業機会を増やしていくとともに、就業環境の整備等にも努めてまいります。

令和 6 年度シ ル バ ー 派 遣 事 業 概 要					
1 鹿 児 島 労 働 局 報 告 実 績（全実施事業所合計）					
実施事業所名	派遣労働者数（就業実人員） 令和 7 年 6 月 1 日現在の状況報告より	派遣先事業所数 令和 6 年度事業報告より	派遣料金の額の平均額 1 日 8 H あたり概算（消費税別） 令和 6 年度事業報告より	派遣会員の賃金の平均額 1 日 8 H あたり概算 令和 6 年度事業報告より （基本賃金の他、各種手当も含みます。）	平均マージン率
合計	2,333	862	10,462	8,134	22.2%
鹿 児 島 市	1028	338	10,438	8,403	19.5%
薩 摩 川 内 市	102	26	10,066	7,904	21.5%
いちき串木野市	6	5	9,836	7,629	22.4%
枕 崎 市	33	13	9,615	7,450	22.5%
鹿 屋 市	139	58	10,226	7,996	21.8%
西 之 表 市	6	2	9,592	7,393	22.9%
霧 島 市	129	32	10,171	8,070	20.7%
出 水 市	47	35	12,790	9,676	24.3%
始 良 市	163	55	10,412	8,290	20.4%
南 さ つ ま 市	26	15	9,967	7,840	21.3%
阿 久 根 市	17	9	9,973	7,730	22.5%
さ つ ま 町	52	14	10,823	8,405	22.3%
日 置 市	27	15	12,480	9,631	22.8%
奄 美 市	28	13	9,725	7,511	22.8%
和 泊 町	47	13	10,108	7,768	23.1%
徳 之 島 町	13	4	10,455	8,135	22.2%
曾 於 市	82	24	10,180	8,019	21.2%
志 布 志 市	50	32	10,588	8,346	21.2%
南 九 州 市	58	24	10,403	8,072	22.4%
知 名 町	2	21	10,795	8,249	23.6%
大 崎 町	67	15	10,230	7,867	23.1%

伊 佐 市	26	19	10,779	8,142	24.5%
指 宿 市	3	10	10,571	8,240	22.1%
湧 水 町	4	4	9,898	7,759	21.6%
南 大 隅 町	28	17	11,635	9,060	22.1%
垂 水 市	62	13	11,616	8,945	23.0%
錦 江 町	5	6	10,148	7,819	23.0%
肝 付 町	31	16	10,778	8,251	23.4%
東 串 良 町	43	11	10,513	8,139	22.6%
喜 界 町	6	1	9,629	7,623	20.8%
南 種 子 町	3	2	9,871	7,796	21.0%

派遣料金の平均額 — 派遣労働者の賃金の平均額

2 マージン率 (%) =
$$\frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

3 派遣料金の内訳

- ①派遣会員の賃金（有給休暇賃金・教育訓練賃金・交通費）
- ②社会保険料（労働保険料）
- ③諸経費（システム利用費、事務費等）

4 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

(1) キャリアコンサルティングの相談窓口 : 公益社団法人鹿児島県シルバー人材センター連合会 連絡先Tel : 099-206-5422
各実施事業所で実施（実施事業所は連合会ホームページ「最寄りのセンター」へお問い合わせ）

(2) キャリアアップに資する教育訓練

	種別	対象	方法	実施者	費用負担	賃金支給
派遣前研修	雇入時	入職時の派遣会員	OFF-JT	事業主	無償	有給
派遣中研修	派遣中	短時間 1 年以上雇用見込み	OFF-JT	事業主	無償	有給

5 福利厚生に関する事項

- ・労災保険、有給休暇
- ・指定宿泊施設会員割引制度等
(公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会ホームページをご覧ください。)
- ・健康保険、厚生年金、雇用保険は原則適用なし（臨時的かつ短期的就業であるため） ※但し、加入要件を満たす場合は適用します。

なお、鹿児島県シルバー人材センター連合会では、2020 年 4 月 1 日から、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されることに伴い、派遣会員の公正な待遇を確保するため、「派遣先均等・均衡方式」を採用いたします。